(問い合わせ先) 令和6年3月29日 広島県農林水産局

担 当 者:向井 内 線:3502 電話:082-513-3502

令和6年3月29日

北広島町における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る搬出制限区域の解除 及び一部消毒ポイントの運営終了について(第9報)

3月12日に山県郡北広島町で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、搬出制限区域(発生農場を中心とした半径3~10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域)を設定していますが、防疫措置完了後10日間を経過する3月30日(土)0時に解除します。

あわせて、一部の消毒ポイントの運営を終了します。

1 搬出制限区域の解除

令和6年3月30日(土)午前0時

2 消毒ポイントについて

令和6年3月30日(土)午前0時以降、次のとおり変更します。

番号	場所	運営状況
1	大朝運動公園	継続
2	北広島町役場	<i>(,</i>
3	北広島町豊平支所	終了 (3月30日(土)午前0時)
4	大朝 IC	

3 今後の予定

4月10日(水)午前0時 移動制限区域の解除(防疫措置の完了から21日経過後)

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。